

○防衛省告示第百八十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供及び新規提供が令和八年七月三日次のとおり決定された。

令和八年七月七日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇七四	大湊地区総監部	むつ市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約六九〇平方メートル 工作物…水道等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和八年七月十一日から同月二十三日までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

海上自衛隊大湊地区総監部の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五二二〇 日出生台・十文字原 由布市

国有

土地…約七六〇平方メートル

演習場

建物…約三〇〇平方メートル

工作物…水道等

陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。

使用期間…

一 年約六週間

二 仮設建物等を設置する場合は、その

設置期間

陸上自衛隊湯布院駐屯地の施設の一部を

、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施

設及び区域として提供する。提供期間中

は、地位協定の関連ある条項が適用され

る。

## 海上演習場関係

### ◎新規提供

#### むつ湾訓練区域

##### 一 区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域

- 1 北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
- 2 北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
- 3 北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
- 4 北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

##### 二 高度制限

高度六一〇メートル（二、〇〇〇フィート）以下とする。

##### 三 用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

#### 四 摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、令和八年七月十一日から同月二十三日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。